

平成二十年四月二十三日提出  
質問 第三二二三号

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第二八九号）を踏まえ、再質問する。

一 外務省が保有する全てのワイン（以下、「全てのワイン」という。）を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、先の質問主意書で、「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」とされている「年月日」と、「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」とされている「品名」について、「異動」の意味を再三問うているが、「前回答弁書」でも「先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）三についてから六についてまで述べたとおりである。」と、相も変わらず誠意のない答弁がなされている。当方は「異動」の具体的意味が不明で、その詳細な内容を問うているのだが、外務省は当方の質問の趣旨を正確に理解しているか。確認を求める。

二 外務省が一の答弁の様に、物品供用簿における「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」についての詳細な説明を頑なに避けるのはなぜか。説明できない何らかの理由があるのか。

三 前回質問主意書で、「全てのワイン」の物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」

及び「受払状況」にはどのようなことが書かれているか、外務省において購入したワインを一つ任意に取り上げ、その具体例を示されたいと問うたところ、「前回答弁書」で「外務省においては、ワインは、諸外国の要人の接遇に供するために購入しているため、お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。では、物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の内、右答弁で言う外交儀礼上の問題を生じさせる可能性のあるものとはどれか説明されたい。

四 三の外交儀礼上の問題を生じさせる可能性のあるものを除外した上で、物品供用簿の中の「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」にはどのようなことが書かれているか、その具体例を示されたい。

五 二〇〇六年度と二〇〇七年度に外務省がどの銘柄のワインを何本購入したのかについて、「前回答弁書」では計千三百四十四本のワイン（以下、「千三百四十四本のワイン」という。）を、それぞれの銘柄別に、購入単価も併せて明らかにしているが、外務省が右について、本年四月四日の政府答弁書（内閣衆質一六九第二二六号）では明らかにしなかったのはなぜか。その理由を説明されたい。

六 「千三百四十四本のワイン」はどのような経緯を経て選定され、外務省が購入するに至ったのか説明されたい。

七 本年四月二十三日現在、「千三百四十四本のワイン」の内、どれが何本使われ、何本残っているのか、それぞれ説明されたい。

右質問する。